

厚生労働省による医療観察制度の 普及啓発の取組について

令和2年1月29日

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

第4次障害者基本計画

都道府県・市町村障害者計画への働きかけ

新規

- 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。」
 - 本法対象者は、精神障害に加えて心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ってしまったという二重のハンディキャップを負わされた者であることから、差別を解消するための普及啓発が特に必要であるため。

- 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく対象者への医療と福祉が連携した支援の提供を充実させる。」
 - 地域において医療だけでなく、医療と福祉が連携した支援を提供する体制の充実を図ることが特に必要であるため。

平成30年度障害者総合福祉推進事業

○ 指定課題

医療観察法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するためのプログラムの作成 (実施主体:東日本学園(北海道医療大学))

○ 事業の手法・内容

1. 障害福祉サービス事業者の差別の解消及び偏見を除去に関する事業(シンポジウム等を開催)を実施してプログラムを作成
2. 障害福祉サービス事業者向けプログラムの手引き書を作成。
3. 同法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するための障害福祉サービス事業者向けのプログラムを同法対象者の処遇に携わる関係機関等への情報提供

シンポジウム開催案内

<北海道札幌市 H30.9.2>

厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業 シンポジウム

医療観察法における地域支援を促進するために

日時 2018年9月2日(日) 午後1時~午後4時30分
会場 北海道クリスチャンセンター ホール
(札幌市北区北7条西6丁目)

平成17年に心神喪失等医療観察法が施行されました。当初、不足していた指定医療機関の確保や指定医療機関があるものの必要要件を満たすことが、障害福祉サービス事業者の参入状況は十分とは言えないのが現状です。その原因も、経済的困難やマンパワー不足だけではなく、医療観察法と向き合えない事業者も少なくありません。今後、各機関で熱心に取り組んでいる方々の実践報告をおし、障害福祉サービス事業者の参入促進の機会をぜひと考えています。

- I 講演: 13:00~13:45
精神障がい者の地域支援から、医療観察法の支援を考える
講師 北海道精神保健福祉士協会 会長 佐々木 真 氏
- II シンポジウム: 14:00~16:45
医療観察法の対象者の支援を通して見えてきたこと
1. シンポジウム報告 14:00~15:20
 - 1) 佐野 貴雄氏 (札幌保健福祉大学)
 - 2) 佐々木 真氏 (大連公認メンタルクリニック)
 - 3) 加藤 慎治氏 (付任診療)
 - 4) 小畑 友寿氏 (ひかり工房)
 2. 全体討議、質疑応答 15:35~16:30

<申込み> 事務局: 北海道医療大学 看護福祉学部 臨床福祉学科
北海道庁保健福祉部 福祉課 1757
E-mail: jigyosho@hokuritsyo-u.ac.jp FAX: 0113-23-1490
印刷メールもしくはファクスにて、9月30日までに申込みください。
* 申込料: 個人参加の場合は、お断りさせていただきます。
<問合せ> 事務局責任者 佐藤 隆雄 事務局員 高橋 陽子

<高知県高知市 H30.9.29>

厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業 高知地区研修会

支援者の中にもある拒否感を乗り越えた先に在るもの

~精神障害者の中でも特に差別や偏見の対象となる

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察法に関する法律(以下「医療観察法」といふ)が施行されて12年が経過しました。しかし、医療観察法対象者は、精神障害を有していることに加え、重大な他害行為を行ったという、二重のシディキップを背負った障害者です。そのため、医療観察法対象者についての差別や偏見と差別意識の蔓延が懸念されており、企業・地域・医療・福祉・行政などで対応し、研鑽を続けています。医療観察法対象者だけでなく、福祉精神保健福祉士職にある方、民間に勤む方々も支援する予定。支援そのものやチームでの関わりを通して、心と心をつなぐ機会、ごなでもご参加下さい。

- 日時: 平成30年9月29日 土曜日
場 所: 高知会館 (高知市本町5-6-42, 088-823-7123)
場 内:
PM0: 3:00~受付開始
PM1: 0:00~開始あいさつ
PM1: 0:20~医療観察法制度と適応対象者情報加工について説明
PM1: 1:50~座談会「精神障害者が直面している現実」
公益社団法人 広島県精神保健福祉士会 理事 野村 幸子
特定非営利活動法人 精神障害者支援事業 WIND 代表 野村 幸子
PM1: 3:00~シンポジウム
① 報告者から
NPO法人ワークスあいらい 高知 サービス管理責任者 坂本 香織氏
② 報告者から
NPO法人サービス 理事長 高橋 高紀氏
③ 報告者から
公益社団法人アーツ 高知 公益社団法人アーツグループ サービス管理責任者 中嶋 太一氏
④ 報告者から
株式会社高知駅前観光バス 元高知の社ホスピタル心療士 梅原 幸利氏
PM2: 5:00~グループとの意見交換
PM3: 2:00~グループに分かれて情報交換
PM4: 0:00 終了あいさつ
PM4: 3:00~情報交換会 (会場: 高知会館 会費: 4,500円)

<お申し込み>
北海道医療大学 看護福祉学部 臨床福祉学科
北海道庁保健福祉部 福祉課 1757 FAX: 0113-23-1490 E-mail: jigyosho@hokuritsyo-u.ac.jp
* 申込料: 個人参加の場合は、お断りさせていただきます。
<問合せ> 事務局責任者: 高知県立大学 院内教育部
裏面を参照、ファクス、メールにて、9月21日(金)までにお送り下さい。

<東京都千代田区 H30.12.8>

平成30年 **参加費無料**

12月8日(土) 13:00~16:00

※参加費を希望される方は、事前にメール又はFAXでお申し込みください(要領参照)。

会場 アルカディアパーク (東京都千代田区入国4-2-20)

- ・13:00 開場 (13:00開場) 13:00開場
- ・13:00 開会 (13:00開会) 13:00開会
- ・13:00 開演 (13:00開演) 13:00開演
- ・13:00 開演 (13:00開演) 13:00開演

平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

医療観察法における地域支援を促進するために

シンポジウム ~私たちがしていること、できること~

平成17年に心神喪失等医療観察法が施行されました。当初、不足していた指定医療機関の確保については、いまだ課題があるものの必要要件を満たすつつありますが、精神障がい者に対する差別や偏見は十分とは言えないのが現状です。その原因は、経済的困難やマンパワー不足だけではなく、医療観察法と向き合えない事業者も少なくありません。今後、各機関で熱心に取り組んでいる方々の実践報告をおし、障害福祉サービス事業者による参入の促進をぜひと考えています。

- 12:30 開場・受付開始
13:00 開会
13:10 開演 (医療観察法における地域支援の促進)
厚生労働省 障害者総合福祉推進事業 事務局 事務局員 佐藤 隆雄 氏
13:45 休憩
14:00 シンポジウム
野村 幸子 氏 (報告者) 梅原 幸利 氏 (公益社団法人)
中嶋 太一 氏 (NPO法人) 高橋 高紀 氏 (NPO法人)
佐藤 隆雄 氏 (事務局) 佐藤 隆雄 氏 (事務局)
16:00 閉会

事務局 北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 (北海道庁保健福祉部福祉課1757)
申込み先 E-mail: jigyosho@hokuritsyo-u.ac.jp
FAX: 0113-23-1490
問合せ先 事務局責任者 佐藤 隆雄 事務局員 高橋 陽子

成果物

医療観察法対象者の 差別解消と偏見除去の プログラム



平成31(2019)年3月

厚生労働省
平成30年度障害者総合福祉推進事業

はじめに

平成17年7月15日に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療および観察等に関する法律(以下「医療観察法」という)が施行されて、早いもので、13年8か月の月日が経過しました。

医療観察法は、対象者に対して適切な医療を継続的に確保することにより、その病状の改善と同様の行為の再発の防止を図り、地域関係機関との連携・協力のもと社会復帰を促進させることを目的としています。

しかし、法の最終目的である社会復帰の促進については、精神障害を有していることに加えて、重大な他害行為を行ったという、言わば二重のハンディキャップを背負った障害者であることから、障害福祉サービス事業者の受け入れが進まず、社会復帰が促進されているとは言えない現状があります。

このたび、北海道医療大学を中心に、関係機関が協力して、厚生労働省の平成30年度障害者総合福祉推進事業において、「医療観察法対象者に対する差別の解消および偏見を除去するためのプログラム作り」に取り組んでまいりました。

その結果、医療観察法対象者の偏見や差別を減らし、地域社会における処遇において障害福祉サービス事業者の参画をより促進するためには、医療観察法の対象者に対する理解を深め、特別な人として捉えず、一般の利用者と同様に、地域のさまざまな機関が連携し、対象者の生活の質の向上や安定に加え、安心できる地域社会の実現を目指した支援のあり方を具体的に示していくことが重要であると、本事業を通してあらためて考えさせられました。

そこで、本事業において、今後、精神保健福祉センター、保健所、市町村の精神保健福祉行政を担う機関等が中心となって、医療観察法対象者の偏見を除去し、差別が解消され、地域での受け入れが促進されるためのプログラムを展開できるよう、成果物としてのプログラムを作成しました。

このプログラムが、広く活用され、さらに工夫を重ねて、医療観察法の対象者の社会復帰の促進、ひいては、精神障害者全体の地域支援の向上につながる端緒となれば幸いです。

平成31年3月31日
厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業
代表 佐藤 園美

医療観察法対象者の差別解消と偏見除去のプログラム内容について

プログラムの準備と考え方

1. プログラムの準備
 - (1) 地域の規模と医療観察法の施行状況の把握
 - (2) 地域のサービス事業者等の受入れ状況の把握
 - (3) 地域の人材についての把握
2. プログラムの考え方
 - (1) 医療観察法の理解の促進
 - (2) 関係機関の連携
 - (3) プログラムの継続
3. 地域ネットワークを構築するためのキーパーソンの育成
 - (1) 地域事情や地域のニーズに応じたキーパーソンの選択
 - (2) フォローアップ

プログラム

1. シンポジウム
 - (1) 参加対象者の選定
 - (2) テーマの設定
 - (3) 講師とシンポジストの選定
 - (4) 広報およびアンケート
 - (5) シンポジウム等の継続
 - (6) 仲間を作る
 - (7) 実際の計画
2. 医療観察法病棟の見学、ワークショップⅠ
 - (1) テーマの設定
 - (2) スケジュールの設定
 - (3) 対象者の治療プログラムへの参加
 - (4) 治療プログラムの特徴
 - (5) 医療観察法病棟でのワークショップの実施
 - (6) その他
3. ワークショップⅡ
 - (1) ねらいの設定
 - (2) 回数・開催間隔の設定
 - (3) 体験型ワークショップ

プログラムの活用について

(令和元年9月 厚生労働省医療観察法医療体制整備推進室長 通知)

- ・ 平成30年度障害者総合福祉推進事業において、障害福祉サービス事業所に対する医療観察制度の普及・啓発を目的として、医療観察法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するためのプログラムを作成し、送付したところ。
- ・ 各都道府県並びに各指定都市精神保健福祉主管部(局)においては、当該プログラムを活用して、障害福祉サービス事業所に対し、普及啓発活動を行い、同法対象者への理解と社会復帰の促進に取り組むようお願いする。
- ・ 今後は、毎年度ごとに普及啓発活動の実施状況について、確認を行う予定。

(参考)各都道府県並びに各指定都市(計67機関)における普及啓発活動の実施状況

■平成30年度	実施あり……4機関	／	実施なし……63機関
■令和元年度	実施あり……13機関	／	実施なし……54機関

※令和元年度については、

- ① 「実施あり」の中に、「実施予定あり」を含む。
- ② 「実施あり」の13機関のうち、4機関は当該プログラムを活用している。

○ 指定課題

医療観察法対象者における障害福祉サービスの活用状況の実態把握と受け入れを促進させるための方策に関する研究

(実施主体:公益社団法人 日本精神保健福祉士協会)

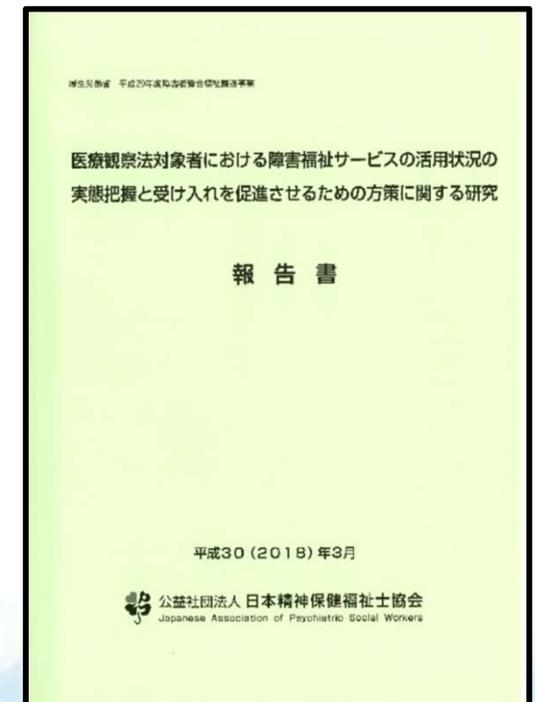
○ 事業の手法・内容

1. 法対象者の障害福祉サービス（日中活動系）の活用に係る実態調査の実施
2. 障害福祉サービス事業者における法対象者の受け入れ促進に向けたヒアリング調査の実施
3. 法対象者の通所系障害福祉サービスの利用促進に向けた提言
4. 法対象者を受け入れて支援をするための手引書の作成

○ 報告書

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会ホームページに掲載中

・アドレス：<http://www.japsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/201803-kenkyu.html>



- 今後、医療観察法対象者の社会復帰を促すため、就労移行支援・就労継続支援A型、B型、自立訓練(以下「就労系・訓練系サービス事業所」)への受入を促進するための誘導策が必要ではないか。



- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位/日

- 自立（生活）訓練事業所
- 生活訓練事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援A型事業所
- 就労継続支援B型事業所



就労系・訓練系サービス事業所
約217人(厚生労働科学研究)